

# 2023年5月8日からの組合員活動の指針

2020年6月27日	制定
2020年8月1日	一部改定
2020年9月26日	一部改定
2021年3月27日	一部改定
2021年9月25日	再確認
2021年11月27日	一部改定
2022年3月26日	一部改定
2022年10月22日	一部改定
2023年2月25日	一部改定
2023年4月22日	一部改定

◇健康チェック活動を積極的に取り組みましょう。

◇飲食を伴う活動を少しずつ再開しましょう。

◇しののめ組合員集会室、とががわ地域住民交流室、うはら多機能ホーム地域住民交流室は、条件が整い次第、開館します。

## 組合員活動における留意点 3ヶ条

- ① 「3つの密(密閉、密集、密接)」を避けましょう。
- ② 発熱や風邪の症状のある場合は、参加を控えましょう。
- ③ マスク着用は個人の判断とします。

組合員集会室 定員	活動内容を問わず
六甲道組合員センター	とくに制限なし
東灘組合員センター甲南	とくに制限なし